

2019年
4月より

POINT

患者はあらかじめ医療機関（病院等）で**医師の診察を受け、鍼灸師等の施術に関する「同意書」の交付**を受ける必要があります。同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は**6カ月**です。

※あんま・マッサージ・指圧の変形徒手矯正術の場合、同意書に基づく療養費支給可能期間は1カ月です。
※施術期間が6カ月を超える場合、医師による再同意書の交付が必要です。

償還払い

患者が施術所で全額を支払い、後日健保組合へ療養費を申請する



患者
(被保険者等)

① 施術



施術者
(鍼灸師等)

② 施術料全額（10割）を支払い、領収証を受領

③ 1カ月単位で療養費支給申請書を作成し申請

添付書類

- 医師の同意書
- 施術費の領収証
- 施術報告書(写) 2

- 1 療養費支給申請書
当組合書式(申請者が記入)と、
施術所書式(施術者が記入)の
2枚の申請書の提出が必要です。
- 2 施術報告書(写)
医師の再同意を受ける際に、
施術者が発行し、施術報告書
交付料が徴収される月は、
写しの提出が必要です。



健保組合

④ 審査のうえ、療養費（7割または8割）を支払う

※審査により、「保険適用と認められない」と判断された場合は、全額自費となります。

健康保険が適用されるのは下記の場合のみです

はり・きゅう
の場合

慢性病で、医師による適当な治療手段がない場合に限り健康保険が使える

対象となる疾病

神経痛・リウマチ・頸腕症候群
五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチ等と同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては、上記以外でも認められることがあります。

あんま・マッサージ・指圧
の場合

医療上、マッサージを必要とする症状に限り健康保険が使える

対象となる症状

筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮 など

※ただし、可動域の拡大等、症状の改善を目的としていること。

◎保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は保険適用の対象外となります。また、同一疾病の治療やマッサージを同時に医療機関で行っている場合も対象外となります。

これまででは、患者が施術者に療養費の受領の代理を承認する「代理受領払い」も可としましたが、2019年4月からは、患者が施術料を全額支払い、後日健保組合へ療養費の申請を行う「償還払い（立替払い）」のみに変わります。

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧療養費の申請方法が償還払い（立替払い）に変更になります

